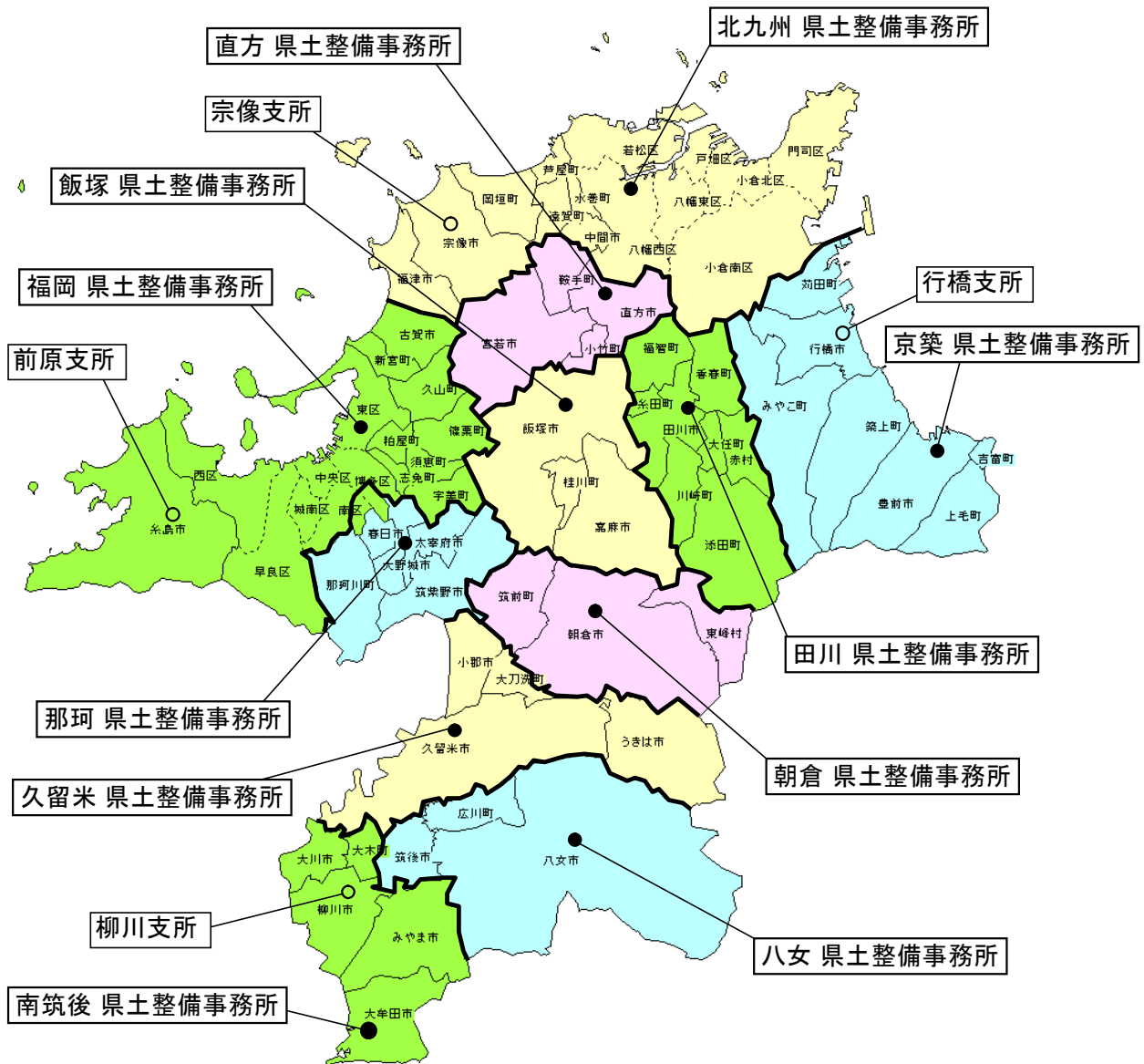


I 県土整備部の組織

1 県土整備事務所管内図

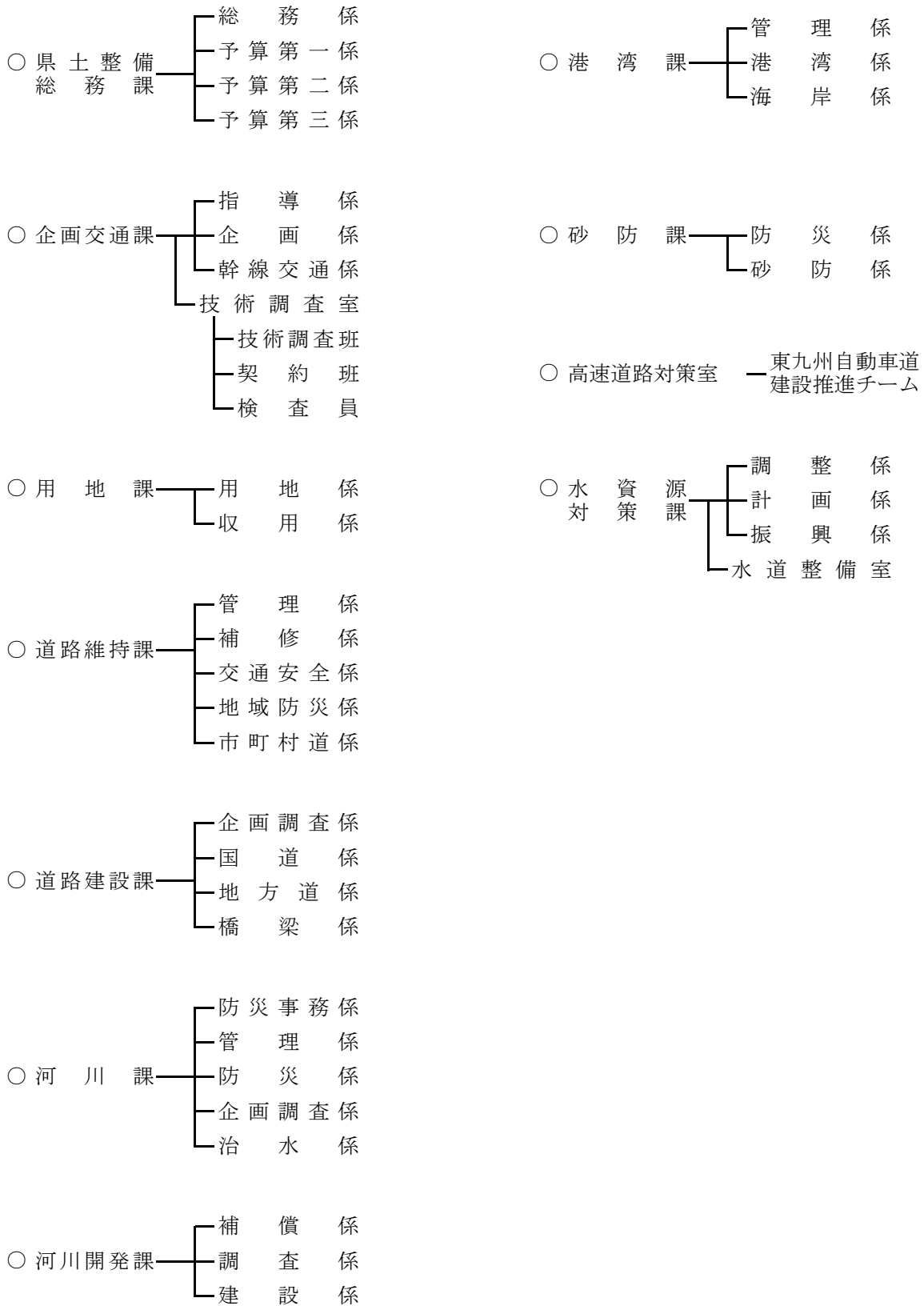
総面積	4,979.30平方キロ	国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」 総務省自治行政局「全国市町村要覧」
総人口	5,076千人	平成25年4月1日現在 「福岡県の人口と世帯（推計）」
市町村数 28市30町2村（平成25年4月1日現在）		



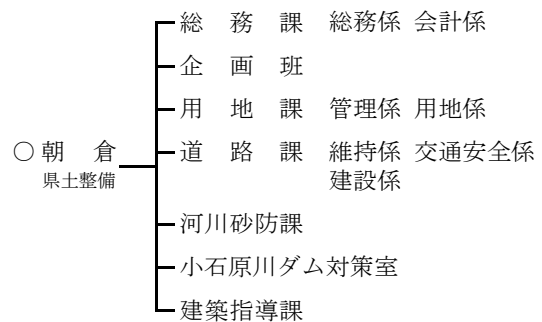
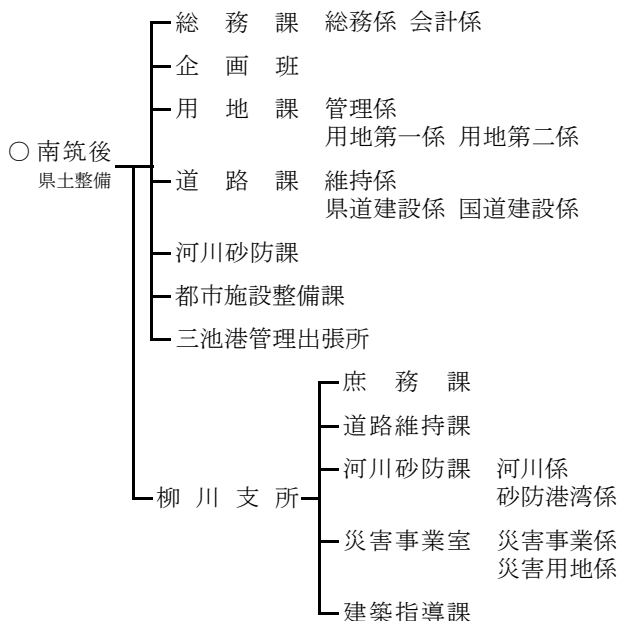
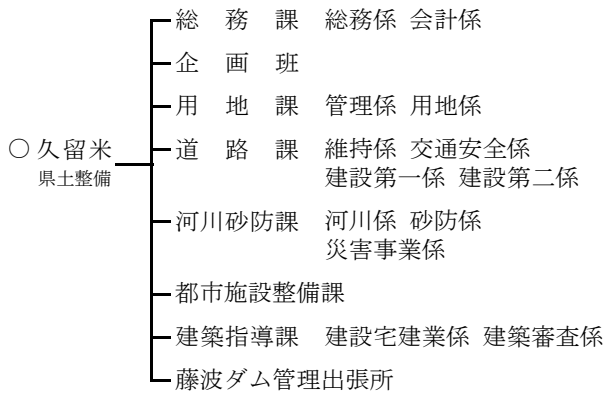
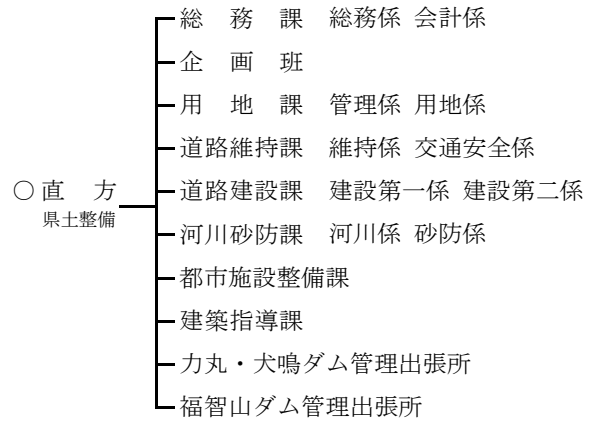
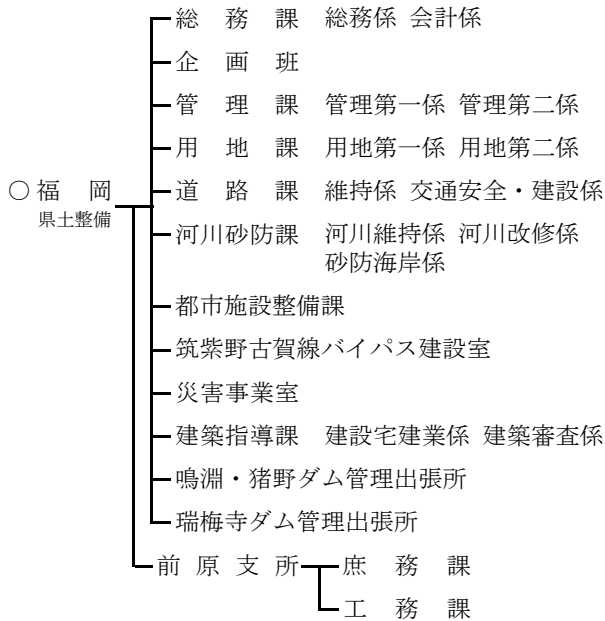
凡例	
●	県土整備事務所 所在地
○	県土整備事務所支所 所在地
—	県土整備事務所所管区域
—	市町村界
- - - -	政令都市区界

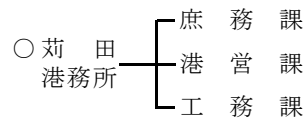
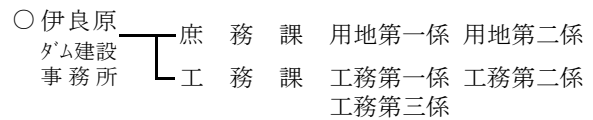
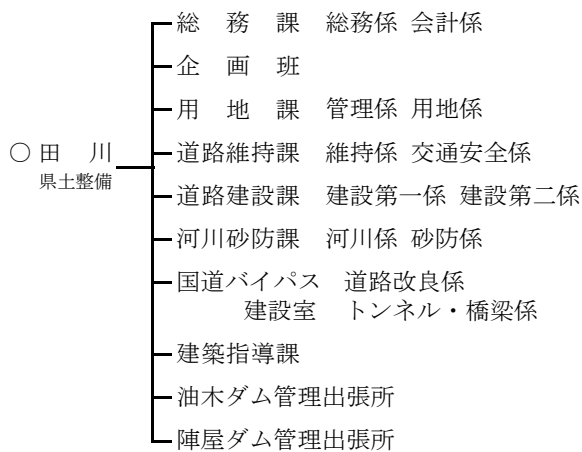
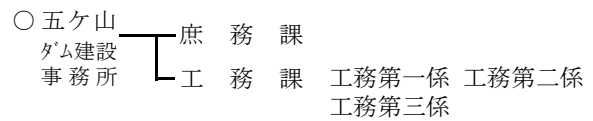
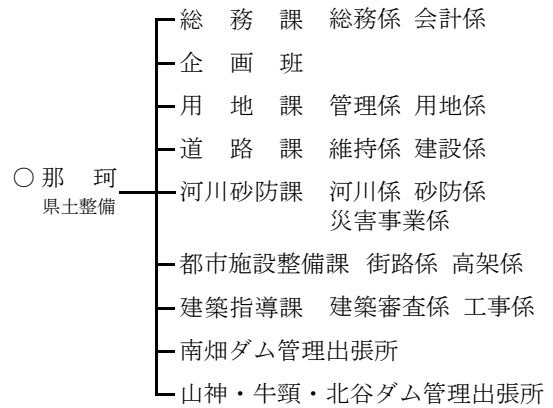
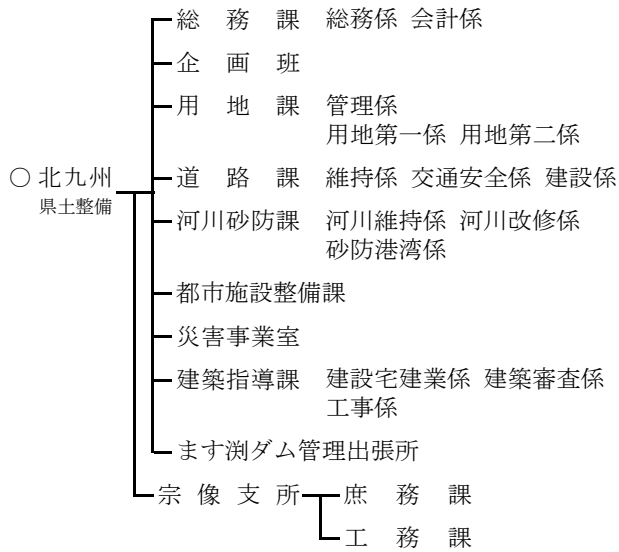
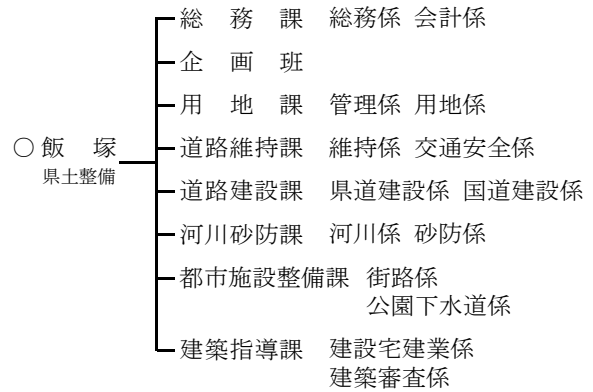
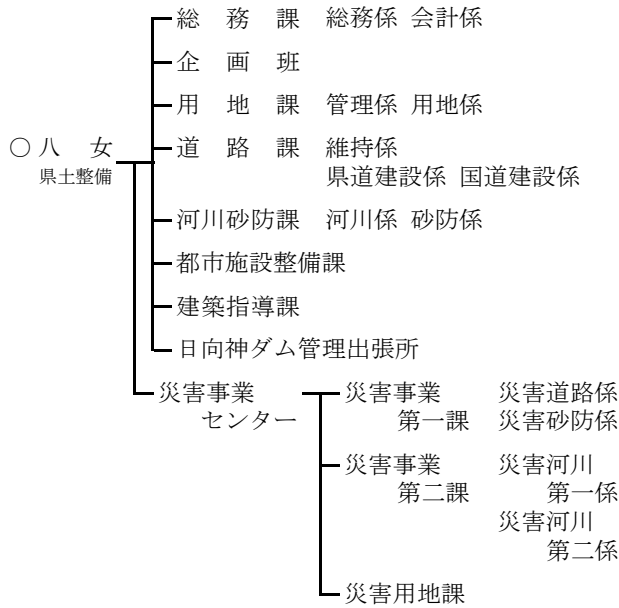
2 県土整備部組織図（平成25年4月1日現在）

《本庁》



《出先》





3 県土整備部職員数（平成25年4月1日現在）

所属	事務	技術					労務	計
		土木	電気	機械	その他	計		
本 庁	県土整備総務課	32	4				4	36
	企画交通課	14	32				32	46
	用地課	12					0	12
	道路維持課	7	18				18	1 26
	道路建設課	2	17				17	19
	河川課	12	20				20	1 33
	河川開発課	4	10				10	1 15
	港湾課	6	10				10	16
	砂防課	3	14				14	17
	高速道路対策室	10	6				6	16
	水資源対策課	17	2			3	5	22
	計	119	133	0	0	3	136	3 258
	出 先	1 1 県土整備事務所	327	547	14	12		573
2 ダム建設事務所		17	39				39	56
荻田港務所		11	9				9	20
計		355	595	14	12	0	621	232 1,208
合計		474	728	14	12	3	757	235 1,466

4 県土整備部危機管理基本指針（県土整備部危機管理マニュアルより）

（1）初動体制の確保

- ① 自然・事故災害（以下「災害」という）に関する情報の届出を受け又は感知した場合は、当該情報について可能な限り収集、調査・点検を実施する。
- ② 福岡県地域防災計画、福岡県災害対策本部規程及び福岡県水防計画を基本とし、配備要員を配備する。なお、部独自の配備については、危機管理マニュアルに基づき配備を行う。
- ③ 出先事務所においては、災害に関する情報を収集後、必要に応じて所内対策会議を開催し、重大な災害が発生し又は発生するおそれがあると判断される場合には、本庁に連絡し災害対応のための配備体制をとり調査・点検を実施する。

配備体制をとるに際しては、県土整備事務所長及び支所長は事案や状況に応じ柔軟に配備要員を定めるものとする。なお、災害要因別に、危機管理マニュアルに則した対応を行うものとする。

（2）災害対策活動

- ① 本庁各課（室）においては、関係課や出先事務所との情報収集・情報交換等の連絡調整を行う。
- ② 出先事務所については、所内対策会議において、災害情報に基づく人命優先を第一とした処理方針を検討し、必要な調査・点検を開始する。
 - ・あらかじめ定めた優先箇所の点検等を実施
 - ・より詳細な災害情報の収集と把握
 - ・関係機関との連携
- ② 調査・点検結果の検討
 - ・調査及び点検の進行に伴い得られた情報を整理分析し、必要な場合方針の変更等を行い早急な対応方針を再検討する。（人命優先を第一とした方針の検討）
 - ・対応方針決定後、応急工事等の必要な措置を検討する。

（3）拡大防止等の措置

- ① 災害被害の拡大防止に必要な措置を速やかに実施する。
- ② 関係機関との緊密な連携に努める。

（4）被害状況の公表

- ① 資料提供及び記者発表については、基本的に本庁で行う。
- ② 個別の取材については、基本的に所属長の対応とする。
- ③ 住民からの問い合わせについては、所内の体制を明確にしておく。

（5）二次災害の防止

二次災害を防止するため必要な安全措置等を講じ、二次災害のおそれがないことを確認する。

○県土整備部災害対策基準

県土整備部の災害対応については、福岡県地域防災計画及び福岡県水防計画を基本として、以下の基準により運用することとする。

項目	定義 (部の基準)	水防計画 (津波・風水害)	地域防災計画
準備体制	災害発生に備える必要がある場合	水防準備本部	(災害警戒準備室)
警戒体制	災害が発生又は発生の恐れがある場合	水防本部 (※1)	(災害警戒本部)
非常体制	重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合	災害対策本部 (※2)	
監視体制	水防・災対本部廃止後も安全が確保・確認できない場合	水防・災対本部廃止	本部廃止

※1 「災害警戒本部設置」＝「水防本部設置」ではない。

※2 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

		部独自の配備 (水防除く)	水防 (準備) 本部	災害警戒 (地方) 本部	災害対策 (地方) 本部																																									
本部長		—	知事	総務部長	知事																																									
設置基準	地震	震度4～5弱の地震	—	震度5弱の地震	震度5強以上の地震																																									
	津波	—	—	津波警報	大津波警報																																									
	風水害その他	【水質汚濁】 <警戒体制①> ・油等の有害・危険物質の流入又はそのおそれ等により災害発生のおそれがある場合 <警戒体制②> ・上水道の取水停止等により被害発生の場合 【雪害】 <警戒体制①> ・大雪のおそれ <警戒体制②> ・大雪警報、暴風雪警報	【水防準備本部】 ・大雨、洪水、津波、高潮注意報 【水防本部】 ・大雨、洪水、津波、高潮警報 (警報が出ても水位により本部が設置されない場合がある) ・県による水防警報 ・洪水予報 (指定河川のはん濫警戒情報)	・大雨又は洪水警報 ・暴風、高潮等の警報が発表され、人的被害・家屋被害等が発生し、又はその発生が予想されるとき ・本部長が特に必要と認めるとき	・大雨又は洪水警報が発表され、気象庁及び県の観測雨量 (山間部を除く) で24時間雨量が250mm超でかつ1時間雨量が70mm超のとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等により相当程度の人的・家屋被害等が発生し、又はその発生が予想されるとき ・本部長が特に必要と認めるとき																																									
対象職員	地震	○緊急配備班 (本庁) 各1～2名 県土整備総務課、道路維持課、河川課、河川開発課、港湾課、砂防課、高速道路対策室、水道整備室 (出先) 関係県土整備事務所 水防1班体制 (うち課長以上1名)	—	・災害警戒本部要員 (道路維持課、河川課、砂防課 各1名) ・関係地方本部要員 (当部要員無) ・緊急初動班 (本庁の指定された職員のみ)	・災害対策本部要員 (福岡県災害対策本部規程別表第5) ・関係地方本部要員 (当部要員無) ・関係出先機関各班要員 (福岡県災害対策本部規程別表第5) ・緊急初動班 (本庁の指定された職員のみ)																																									
	津波	—	—	—	※震度5強で第3、6弱で第4配備																																									
	風水害その他	【水質汚濁】 <警戒体制①> ○緊急配備班 (本庁) ・河川：河川課1～2名 ・港湾海岸：港湾課1～2名 ・水道水源：水道整備室※1 (出先) 関係県土整備事務所 水防1班体制 (うち課長以上1名) <警戒体制②> (本庁) ・河川：河川課4名 ・港湾海岸：港湾課4名 ・水道水源：水道整備室※1 (出先) 関係県土整備事務所 水防2班体制 ※1 福岡県飲料水健康危機管理実施要領に基づき配備 【雪害】 <警戒体制①> ○緊急配備班 (本庁) 道路維持課2名 (出先) 関係県土整備事務所 1班体制※2 <警戒体制②> (本庁) 道路維持課4名 (出先) 関係県土整備事務所 2班体制※2 ※2 班員数は事務所の実情により運用	【水防準備本部】 水防計画に定める配置要員 (本庁) 河川課4名、道路維持課2名、港湾課2名、砂防課2名 (出先) ・各県土整備事務所・支所5名 ・ダム管理出張所全職員の1/2 ・ダム建設事務所3名 ・苅田港務所台風高潮時2名 【水防本部】 水防計画に定める配置要員 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>第2配備</th> <th>第3配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備総務課</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>企画交通課</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>用地課</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>道路維持課</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>道路建設課</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>13</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>河川開発課</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>各県土整備事務所・支所</td> <td>10※</td> <td>全職員の1/2</td> </tr> <tr> <td>各ダム管理出張所</td> <td>全職員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>各ダム建設事務所</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>苅田港務所</td> <td>0 (台風時5)</td> <td>全職員の1/2</td> </tr> </tbody> </table> ※南筑後本所台風高潮警報時12名 ※本部が設置されなくても上記に該当すれば水防待機となる。	所属	第2配備	第3配備	県土整備総務課	2	4	企画交通課	0	2	用地課	0	4	道路維持課	8	16	道路建設課	1	8	河川課	13	27	河川開発課	2	6	港湾課	2	4	砂防課	4	8	各県土整備事務所・支所	10※	全職員の1/2	各ダム管理出張所	全職員	全職員	各ダム建設事務所	3	5	苅田港務所	0 (台風時5)	全職員の1/2	・災害警戒本部要員 (道路維持課、河川課、砂防課 各1名) ・関係地方本部要員 (当部要員無) ・緊急初動班 (本庁の指定された職員のみ)
所属	第2配備	第3配備																																												
県土整備総務課	2	4																																												
企画交通課	0	2																																												
用地課	0	4																																												
道路維持課	8	16																																												
道路建設課	1	8																																												
河川課	13	27																																												
河川開発課	2	6																																												
港湾課	2	4																																												
砂防課	4	8																																												
各県土整備事務所・支所	10※	全職員の1/2																																												
各ダム管理出張所	全職員	全職員																																												
各ダム建設事務所	3	5																																												
苅田港務所	0 (台風時5)	全職員の1/2																																												